

計画の根拠

本計画は、食品衛生に関する監視指導及び流通食品の検査等を効果的かつ効率的に実施するため、食品衛生法第24条第1項の規定により毎年度作成するものです。

また、「岩手県食の安全安心推進計画」に掲げる食品衛生分野に関する施策を具体的に推進するための計画として位置付けられるものです。

計画の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

実施体制

- 食品関係施設の監視指導 ⇒ 保健所
- 食品等の検査及び食中毒事件に係る試験等 ⇒ 環境保健研究センター
- と畜場及び食鳥処理場の衛生管理指導 ⇒ 食肉衛生検査所

平成24年度の重点取組と実績

- 1 食中毒予防対策**
 - (1) ノロウイルス食中毒予防対策 (11~12月)
 - 監視件数：1,111件、衛生講習会：35回
 - (2) 食肉の生食等による食中毒予防対策 6~8月
 - 監視件数：1,617件、衛生講習会：72回
 - (3) 漬物製造施設の監視指導 (9~10月)
 - 監視件数：91件、収去検査件数：26件
- 2 食品等の検査強化 (H25.1月末現在)**
 - 放射性物質検査 85件
 - 残留農薬検査 119件(120項目/件)
- 3 適正な食品表示の徹底**
 - 夏期一斉監視 3,019件、年末一斉監視 2,673件
 - 適正表示講習会 20回
- 4 HACCP方式の考え方に基づく自主衛生管理の指導等**
 - 岩手県版 HACCP 導入率(重点対象施設) 36.5%(H24.12末現在)、レベルアップ研修会 1回
- 5 食の安全安心リスクコミュニケーション等の実施**
 - リスクコミュニケーション 7回 (テーマ：放射性物質 6回、BSE 1回)
 - 出前講座 50回

課題

1 食中毒事件数は減少傾向ですが、全国的には死亡者も発生しており、引き続き食中毒の予防対策を強化する必要があります。

- 北海道で浅漬けを原因食品とした大規模食中毒が発生(死者9名)
- 県内食中毒事件数：平成23年19件⇒平成24年10件(死者なし)
- 原因施設別内訳：飲食店等9件、学校1件(患者数237人)
- 病因物質別内訳：ノロウイルス6件、植物性自然毒1件、腸管出血性大腸菌1件、ロタウイルス1件、エルシニア1件

2 県内に流通する食品の安全確保を図るとともに、県民の食品に対する不安を払拭する必要があります。

- 放射性物質の出荷前検査において基準値超過事例が認められ出荷制限が実施されている品目が複数あり。
- 基準値を超過した食品が県内に流通した事例あり。(青森県産マダラ)
- 「食品に対して不安を感じる項目」(希望郷いわてモニターアンケートH24.8)
 - ①輸入食品61.2%、②放射性物質59.1%、③農薬・添加物51.4%

3 法令に基づく適正な食品表示を推進する必要があります。

- 全国から多くの自主回収報告事例が寄せられ、多くは期限表示やアレルギー表示の欠落や誤記によるもの。(H24.11時点49件/129件)
- 「安全で安心した食生活を送るために、行政に求めること。」(希望郷いわてモニターアンケートH24.8)
 - ①食品表示の監視指導強化46.2%

4 HACCPの考え方に基づく自主衛生管理の一層の普及を図るため、飲食店・製造業等12業種を重点対象施設とした岩手版HACCPの導入を促進する必要があります。

- 食品衛生の維持向上のためHACCPの考え方に基づく自主衛生管理の導入が不可欠。
- 岩手県では、HACCP本来の手法の導入が難しい小規模施設等であってもHACCPの考え方に基づく衛生管理に取り組んでもらえるよう、温度管理を中心とする重要管理点の確認と結果の記録を行う「岩手版HACCP」の導入を推進。
- 旅館や仕出し屋、弁当屋などの重点対象施設に対する岩手版HACCPの導入率は、いわて県民計画の「目指す姿指標」となっているが、その達成度は平成23年度末において「D(非常に遅れている)」評価。

5 食品の安全確保に対する県や食品事業者の取り組みについて県民の理解を深める必要があります。

- 食品の放射性物質汚染による健康影響について誤った情報や相次ぐ食品表示偽装等により県民の食品への不安が高まっている。その解消を図るため、県、関係事業者及び県民の相互理解の増進を図る必要がある。
- 「食品の購入に不安を感じていますか」(希望郷いわてモニターアンケートH24.8)
 - ①ととも不安を感じている・ある程度不安を感じている 70.0%

重点取組

※()内は食の安全安心推進計画における食品衛生関係施策

1 食中毒予防対策

(施策10 製造、加工、流通段階における監視・指導)

- **漬物製造施設の監視指導**
 - 漬物製造施設の把握、「衛生規範」に基づく監視指導
- **ノロウイルス食中毒予防対策**
 - 飲食店や集団給食施設を対象に監視指導を強化
 - 衛生講習会、予防リーフレット等による啓発

2 流通食品等の検査強化

(施策10 製造・加工、流通段階における監視・指導
施策11 輸入食品に対する監視・指導)

- **食品の放射性物質の検査強化**
 - H24年度100件 → 25年度200件(他県産も)
- **輸入食品の検査・残留農薬検査の継続**
 - 輸入食品60件、残留農薬120件

3 適正な食品表示の徹底

(施策5 食品の適正表示の確保と推進)

- **適正な食品表示の監視指導**
 - 製造所、加工所の表示点検及び加工工程の確認と指導
- **適正表示講習会の開催**
- **表示関係機関との連携(JAS法・景表法等)**

4 HACCP方式の考え方に基づく自主衛生管理の指導等

(施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援)

- **「岩手版HACCP」導入促進**
 - 平成28年に開催される「岩手国体」を見据え、(社)岩手県食品衛生協会との連携、食品安全サポーターとの協働により、重点対象施設に対する「岩手版HACCP」の普及促進を一層強化(重点対象施設への導入率 45%目標)

5 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施

(施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進と学習の機会の充実)

- **食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの開催**
 - 放射性物質関係：2回、その他のテーマ：4回
- **出前講座の開催や講習会等への講師の派遣を実施**
 - 出前講座 50回程度開催

「平成 25 年度岩手県食品衛生監視指導計画（案）」 に対するパブリックコメント（意見募集）について

平成 25 年 2 月 岩手県環境生活部県民くらしの安全課

県が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する計画については、食品衛生法第 24 条第 1 項の規定により、毎年度、策定することになっています。

このたび、「平成 25 年度岩手県食品衛生監視指導計画(案)」を取りまとめましたので、県民のみなさまからのご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

記

1 資料（計画案等）の公表

県庁行政情報センター、各地区の県合同庁舎の行政情報サブセンターでご覧いただけるほか、県のホームページでもご覧いただけます。

【資料】

「平成 25 年度岩手県食品衛生監視指導計画（案）」

2 意見の募集期間

平成 25 年 2 月 12 日（火）から平成 25 年 3 月 12 日（火）まで

3 意見の提出及び問い合わせ先

岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心担当

住所 〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号

FAX 019-629-5279

電子メール ac0009@pref.iwate.jp

電話 019-629-5323（電話によるご意見はお受けできません。）

4 意見等の提出方法

郵送（手紙、はがき）、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。（様式は自由ですが、住所、氏名、電話番号を記載してください。）

なお、電話による意見の受付は行いませんので、ご了承ください。

5 お寄せいただいた意見等の取扱い

プライバシーの保護に十分留意したうえ、ホームページ等で公表する場合があります。（類似意見は集約します。）

なお、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。